

2026年3月13日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目3番20号  
株式会社七十七銀行  
代表取締役頭取 小林英文

### 株式分割に関する基準日設定公告

当行は、2026年2月27日開催の取締役会において、2026年4月1日（水曜日）を効力発生日として、当行普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当行の発行可能株式総数は、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日（水曜日）をもって、当行定款第6条を変更し、537,600,000株増加して、806,400,000株といたします。

以 上

---

### お知らせおよびご注意

- 株式分割後の所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2026年4月1日（水曜日）をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
連絡先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）